

第3編 計画の目標値・  
サービスの見込量  
【障がい福祉計画】



# I 平成 29 年度の目標

平成29年度における基本目標は次のものとします。

## ◆施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいをもつ方が、地域の社会資源を活用することで、グループホームや一般住宅等に移行し地域生活が送れるようになることをめざします。

こうした取り組みを踏まえ、グループホームや一般住宅へ移行するなどとして、平成29年度末までに地域生活へ移行する方の数値目標を設定します。

## ◆福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業などを通じ、平成29年度末までに、福祉施設を利用しての障がいをもつ方が、一般就労への移行者及び就労移行支援事業所の利用者の数値目標を設定します。

## 平成 29 年度の目標

### ◆施設入所者の地域生活への移行

【地域生活への移行者数】

目 標	平成 25 年度の 入所者数(A)	地域移行目標数 (B)	見込目標率 (B/A)
平成 25 年度末の入所者の 12%以上が地域生活 に移行	50 人	6 人	12.0%

【施設入所者数】

目 標	平成 25 年度 の入所者数 (A)	目標年度の 入所者数 (B)	減少入所者 数 (C:A-B)	見込目標数 (C/A)
平成 25 年度末の 入所者の 4%以上を減少	50 人	47 人	3 人	6.0%

### ◆地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針によれば、障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することが新たに求められています。

北海道及び圏域内市町村と連携し地域生活支援拠点等の整備について検討します。

◆福祉施設から一般就労への移行等

【一般就労移行者数】

目 標	平成 24 年度の 実績者数 (A)	目標年度の年間 移行者数 (B)	見込目標率 (B/A)
平成 24 年度の福祉施設から 一般就労への移行実績 の2倍以上	3人	6人	2.0倍

【就労移行支援事業所利用者数】

目 標	平成 25 年度の 利用者数 (A)	目標年度の 利用者数 (B)	見込目標率 (B/A)
就労移行支援事業所の 利用者数を平成 25 年度の 6割以上増加	9人	15人	1.7倍

## Ⅱ サービス提供に対する 基本的な考え方

### 1 サービスの体系

サービスの体系は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき国の定めた基準で実施するサービス（自立支援給付）と児童福祉法の基づくサービス及び障害者総合支援法により地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態で行うサービス（地域生活支援事業）で構成されています。

#### 1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

##### (1) 訪問系サービス

- ◎居宅介護（ホームヘルプ）
- ◎重度訪問介護
- ◎同行援護
- ◎行動援護
- ◎重度障害者等包括支援

##### (2) 日中活動系サービス

- ◎生活介護
- ◎自立訓練（機能訓練）
- ◎自立訓練（生活訓練）
- ◎就労移行支援
- ◎就労継続支援（A型・雇用型）
- ◎就労継続支援（B型・非雇用型）
- ◎療養介護
- ◎短期入所（ショートステイ）

##### (3) 居住系サービス

- ◎共同生活援助（グループホーム）
- ◎施設入所支援

##### (4) 指定相談支援

- ◎計画相談支援
- ◎地域相談支援（地域移行支援）
- ◎地域相談支援（地域定着支援）

## 2) 児童福祉法のサービス

### (1) 障害児通所支援事業

- ◎児童発達支援
- ◎放課後等デイサービス
- ◎保育所等訪問支援

### (2) 障害児相談支援事業

- ◎障害児相談支援事業

## 3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

### (1) 地域生活支援事業

- ◎相談支援事業
- ◎成年後見制度利用支援事業
- ◎意思疎通支援事業
- ◎日常生活用具給付事業
- ◎移動支援事業
- ◎地域活動支援センター事業
- ◎独自事業
  - ・日中一時支援事業
  - ・自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

## 2 サービスの内容

### 1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

#### (1) 訪問系サービス

- ◆ 居宅介護（ホームヘルプ）  
居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯などを行います。
- ◆ 重度訪問介護  
重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。
- ◆ 同行援護  
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
- ◆ 行動援護  
知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供します。
- ◆ 重度障害者等包括支援  
意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害支援区分6の障がい者等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障害福祉サービスを包括的に提供します。

#### (2) 日中活動系サービス

- ◆ 生活介護  
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障がい者に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
- ◆ 自立訓練（機能訓練）  
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。
- ◆ 自立訓練（生活訓練）  
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。

- ◆就労移行支援  
一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障がい者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。
- ◆就労継続支援（A型・雇成型）  
就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がい者や就労経験のある障がい者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援します。
- ◆就労継続支援（B型・非雇成型）  
就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援します。
- ◆療養介護  
病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供したり、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を実施します。
- ◆短期入所（ショートステイ）  
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

### (3) 居住系サービス

---

- ◆共同生活援助（グループホーム）  
障がい者の共同生活の場で、家事や相談等の日常生活上の支援と食事や入浴、排せつ等の介護等を提供します。
- ◆施設入所支援  
施設に入所する障がい者に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

### (4) 指定相談支援

---

- ◆計画相談支援  
障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画の作成やサービス提供事業者と連絡調整、モニタリングを行います。



- ◆地域相談支援（地域移行支援）  
地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行います。
- ◆地域相談支援（地域定着支援）  
安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。

## 2) 児童福祉法のサービス

### (1) 障害児通所支援事業

- ◆児童発達支援  
未就学児を対象に日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適應するための訓練を行います。
- ◆放課後等デイサービス  
就学児を対象に学校授業終了後や休日に生活能力の向上のために必要な支援余暇の提供を行います。
- ◆保育所等訪問支援  
障がい児が集団生活を営む施設へ訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援を行います。

### (2) 障害児相談支援事業

- ◆障害児相談支援事業  
障害児通所支援事業所を利用する方を対象に障がい児支援利用計画案の作成やサービス提供事業者と連絡調整、モニタリングを行ないます。

## 3) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

### (1) 地域生活支援事業

- ◆相談支援事業  
障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行うものなどからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の自立支援給付の利用時に必要な相談支援を行うとともに、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整やその他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。  
こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会において、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

◆成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、後見、補佐及び補助開始等の審判の請求や成年後見人等の報酬を助成します。

◆意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者等の派遣を行い、障がい者のある方との意思疎通を仲介します。

◆日常生活用具給付事業

重度の障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

◆移動支援事業

屋外での移動及び活動が困難な障がい者等に対しての外出の際の移動及び移動先での活動を支援します。

◆地域活動支援センター事業

障がい者等がセンターに通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

◆独自事業

市町村が地域状況を踏まえ必要に応じ任意に実施する事業です。  
当別町では、次の事業を実施します。

・日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。また、通所による創作的活動、就労支援等の各種サービスを提供します。

・自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

# Ⅲ サービスの見込み量と 確保の方策

## 1 障害者総合支援法のサービス(自立支援給付)

### 1) 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付） の見込み量

現在の状況をふまえ、利用者や事業者のニーズや意向、障がい者の将来動向等を総合的に勘案して、サービスの量を見込みます。

サービス名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 訪問系（月平均）			
居宅介護（ホームヘルプ）	20 人	20 人	20 人
	175 時間	175 時間	175 時間
重度訪問介護	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間
同行援護	1 人	1 人	1 人
	6 時間	6 時間	6 時間
行動援護	5 人	5 人	5 人
	35 時間	35 時間	35 時間
重度障がい者等包括支援	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間
(2) 日中活動系（月平均）			
生活介護	63 人	65 人	67 人
	1,323 人日	1,365 人日	1,407 人日
自立訓練（機能訓練）	0 人	0 人	0 人
	0 人日	0 人日	0 人日
自立訓練（生活訓練）	3 人	3 人	3 人
	70 人日	70 人日	70 人日
就労移行支援	11 人	13 人	15 人
	187 人日	221 人日	255 人日
就労継続支援（A型・雇用型）	3 人	3 人	3 人
	45 人日	45 人日	45 人日

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(2) 日中活動系 (月平均)				
就労継続支援 (B型・非雇用型)		33 人	34 人	35 人
		627 人日	646 人日	665 人日
療養介護		8 人	8 人	8 人
		243 人日	243 人日	243 人日
短期入所 (ショートステイ)	福祉型	2 人	2 人	2 人
		23 人日	23 人日	23 人日
	医療型	1 人	1 人	1 人
		1 人日	1 人日	1 人日
(3) 居住系 (月平均)				
共同生活援助 (グループホーム)		39 人	40 人	41 人
施設入所支援		49 人	48 人	47 人
(4) 相談支援 (年あたり)				
計画相談支援		120 人	120 人	150 人
地域相談支援 (地域移行支援)		1 人	1 人	1 人
地域相談支援 (地域定着支援)		1 人	1 人	1 人

## 2) 障害者総合支援法のサービス (自立支援給付) の提供体制確保の方策

### (1) 訪問系サービス

- サービス提供については、利用者自らが事業者を選択できるように指定障害福祉サービスを行う事業者の整備に努めていきます。
- 退院可能な精神障がい者や地域移行する施設入所者が地域での生活が円滑にできるように、サービス提供の確保と同時に障がいの特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- 円滑なサービス提供を確保するため、事業者へ必要な情報提供や事業者間の連携強化を図っていきます。

## (2) 日中活動系サービス

---

- 日中活動系のサービスは、利用者が、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができ、多様なサービス需要への対応が必要となります。そのため、サービス提供体制について、事業者のサービス提供体制やサービス需要の動向の把握に努めます。
- サービス提供体制を充実するために、関係機関の連携を強め、情報の共有化を図ります。
- 円滑なサービス提供を確保するため、事業者へ必要な情報提供や事業者間の連携強化を図っていきます。

## (3) 居住系サービス

---

- 共同生活援助（グループホーム）は、地域における居住の場であり、また、施設や病院からの地域移行や退院促進に重要なサービスであり、このため、事業所の立地動向の把握や誘導に努め、適切なサービス量を見込みます。

## (4) 相談支援

---

- 利用対象者の把握に努め、指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員並びに指定一般相談支援事業所を確保します。

## 2 児童福祉法のサービス

### 1) 児童福祉法のサービスの見込み量

児童福祉法のサービスの見込み量は、現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい者の将来動向などを総合的に勘案して見込みます。

#### ◆児童福祉法のサービスの見込み量

サービス名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 障害児通所支援（月平均）			
児童発達支援	21人	21人	21人
	84日	84日	84日
放課後等デイサービス	31人	31人	31人
	217日	217日	217日
保育所等訪問支援	8人	8人	8人
	8日	8日	8日
(2) 障害児相談支援（年あたり）	55人	55人	55人

### 2) 児童福祉法のサービスの提供体制確保の方策

#### (1) 障害児通所支援

- サービスを必用とする児童の把握に努めるとともに、関係機関との連絡調整及び専門的な資格を持つ職員を適正に配置し、サービスの質と提供体制を確保します。

#### (2) 障害児相談支援

- 利用対象者の把握に努め、指定障害児相談支援事業者及び相談支援専門員を確保します。

## 3

## 障害者総合支援法のサービス (地域生活支援事業)

### 1) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の見込み量

地域生活支援事業の見込み量は、現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい者の将来動向などを総合的に勘案して見込みます。

サービス名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 相談支援事業			
障がい者相談支援事業 実施見込み箇所数（か所）	1	1	1
相談支援機能強化事業 （実施の有無）	有	有	有
(2) 成年後見制度利用支援事業			
実利用見込み者数（人）	1	1	1
市民後見人登録者数（人）	6	6	6
(3) 意思疎通支援事業			
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業 実利用見込み者数（人）	1	1	1
(4) 日常生活用具給付事業（年間延べ給付件数）			
介護・訓練支援用具 給付等見込み件数（件）	1	1	1
自立生活支援用具 給付等見込み件数（件）	8	8	8
在宅療養等支援用具 給付等見込み件数（件）	4	4	4
情報・意志疎通支援用具 給付等見込み件数（件）	2	2	2

サービス名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(4) 日常生活用具給付事業（年間延べ給付件数）			
排せつ管理支援用具 給付等見込み件数（件）	421	437	453
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) 給付等見込み件数（件）	1	1	1
(5) 移動支援事業			
実施見込み箇所数（か所）	9	9	9
月間利用見込み者数（人）	28	28	28
月間延利用見込み時間数 （時間）	270	270	270
(6) 地域活動支援センター事業			
実施見込み箇所数（か所）	2	2	2
利用見込み者数（人）	16	16	16
(7) 独自事業			
日中一時支援			
実施見込み箇所数（か所）	4	4	4
月間登録見込み者数（人）	20	20	20
月間利用見込み時間数 （時間）	90	90	90
自動車運転免許取得費及び自 動車改造費助成事業			
年間利用者数（人）	1	1	1

（成年後見制度利用支援事業）

○実利用見込み者数は、各年度の家庭裁判所から審判を受ける見込み数を計上

（日常生活用具給付事業）

○介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット等

○自立生活支援用具：入浴補助用具、杖等

○在宅療養等支援用具：ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機等

○情報・意思疎通支援用具：視覚障がい者用活字文字読み上げ装置、聴覚障がい者用受信装置等

○排せつ管理支援用具：ストマ用装具（蓄便・尿袋）等



## 2) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） の提供体制確保の方策

### (1) 相談支援事業

- 福祉・医療・保健等との連携による相談窓口のネットワークを構築し、身近なところで相談できるサービス提供体制を整え、当事者・家族・支援者など地域住民を中心として関係者がきちんと関われる相談事業を実施します。また、障がいサービス係に専門的資格を持つ社会福祉士・精神保健福祉士などを配置し、相談支援事業の強化を図ります。

### (2) 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の周知を行うとともに、利用しやすい体制を整備し、相談支援事業所と連携して利用促進を図ります。また、被後見人の地域生活の向上のため、地域のことをよく知り身近な身上監護を行える市民後見人を確保する。

### (3) 意思疎通支援事業

- 手話通訳者等の派遣事業について、当別町の実情にあった事業を検証し、有効なサービス提供に努めます。

### (4) 日常生活用具給付事業

- 日常生活用具についての情報収集や利用者に対して十分な説明を行うことにより、サービスの内容の理解を図り、適切な給付に努めるとともに医療機関等との連携により、障がいの特性に応じた用具の給付を行う。

### (5) 移動支援事業

- 障がいのある方が安心して外出できるよう、利用者に対して、サービス提供事業者の情報や制度の内容を周知し、事業者と連携して社会参加の促進を図ります。

### (6) 地域活動支援センター事業

- 地域の情勢やニーズに対応して、充実した日中の活動のサポートに努めます。また、地域活動支援センターの運営の安定化を図るため、今後においても運営費の補助を継続します。

### (7) 独自事業

- 日中一時支援事業については、引き続き委託事業で事業を実施します。利用者に対して制度の周知と事業者の内容の説明を十分に行い、障がい者及びその介護者の日常生活の支援を行います。
- 身体障がい者自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業を実施します。